

小野市中学校部活動ガイドライン



平成 30 年 3 月

小野市教育委員会

目 次

● 小野市中学校部活動ガイドライン策定の趣旨	・・・ 2
● ガイドライン実施等のスケジュール	・・・ 3
● ガイドラインの具体的内容	
1 適切な運営のための体制整備	・・・ 4
(1) 部活動の方針等の策定	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 適切な休養日等の設定	・・・ 6
(1) 活動日等の設定基準	
(2) 学校等で参加する大会等の見直し	
3 部活動の指導の在り方について	・・・ 7
(1) 指導における5原則	
4 事故等への対応について	・・・ 8
5 保護者、関係者等との連携について	・・・ 8
6 部活動の設置・改廃・合同部活動方式・連携校方式について	・・・ 9

● 「小野市中学校部活動ガイドライン」策定の趣旨

中学校の部活動は、学校教育活動の一環として行われ、体力や技能の向上を図る以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資したりするなど、教育的意義が大きい活動です。

しかしながら、今日においては、社会・経済等の変化により、教育に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけで解決することができない課題が増えています。とりわけ部活動においては、少子化が進展する中、従前と同様の運営体制では維持することが難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機に瀕する可能性があります。

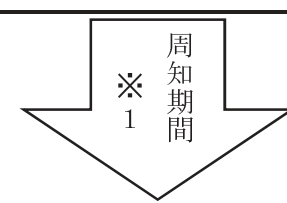
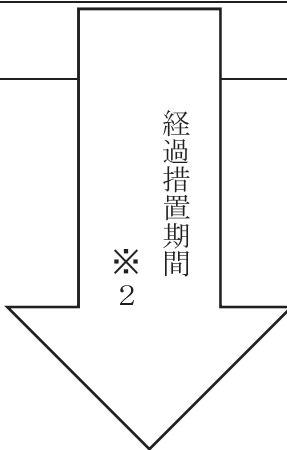
将来において、生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフや文化活動を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、部活動の在り方の抜本的な改革に取り組む必要があります。

このような現状を踏まえ、小野市教育委員会では、中学校校長会、中学校体育連盟、部活動顧問との協議を重ねるとともに保護者の思いを汲みあげ、本市の部活動のあるべき姿を明確にしました。そして、生徒にとって一層有意義な活動とするための指針として、「小野市中学校部活動ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）を策定します。各中学校では、このガイドラインに基づき、部活動を実施することになります。

本ガイドラインは、義務教育である中学校段階の部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して地域、学校、競技種目等に応じて最適な形で実施されるとともに、教職員はもとより、家庭、地域及び部活動に関連する各種団体で広く共有され、生徒主体の教育活動として、部活動が適切に運営されることを目指します。

- ① 生徒がスポーツや文化に親しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ② 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育活動の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ③ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

●ガイドライン実施等のスケジュール

		スケジュール	
		小野市	スポーツ庁・県
H29 年度	1月		スポーツ庁 「運動部活動に関するガイドラインの骨子」発表
	2月	中学校教職員・保護者への アンケート調査実施	
	3月	ガイドライン策定	スポーツ庁 「運動部活動に関するガイドライン」発表 3/19
H30 年度	4月		兵庫県教育委員会 「いきいき運動部活動（3訂版）」改訂案発表
	5月		「いきいき運動部活動（4訂版）」策定予定
	7月		8月 兵庫県教育委員会 「いきいき運動部活動（4訂版）」配布予定 9月 兵庫県教育委員会 「いきいき運動部活動（4訂版）」による 運動部活動の実施
		9月より完全実施	

※1 周知期間とは、学校関係者、生徒、保護者への周知を行う期間。

※2 経過措置期間とは、現行制度から新制度へ向け、円滑に遂行するための期間のこと。期間内にヒアリング等を実施。

●ガイドラインの具体的内容

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針等の策定

学校長は、小野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）のガイドラインに則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針（ねらい、活動日、設置部活動、顧問、年間計画、組織等を明記したもの）」を策定、公表する。部活動顧問は、毎月の活動計画（休養日や活動時間を明記）及び活動実績を策定し、学校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

【各学校において設置する組織】

◇「部活動検討委員会」

（目的）学校の方針を決定し、運営への意見集約、取組状況の評価、検証、改善及び部活動の設置・改廃に関する協議等を行う。

（構成）管理職、学年代表、部活動顧問会代表、保護者会代表（必要に応じて）

◇「部活動顧問会」

（目的）円滑な部活動の運営を目指して、顧問同士の情報交換や経験の浅い顧問へアドバイスする機会とし、部活動の取組状況について評価、検証、改善を推進する。

（構成）各部活動顧問、部活動指導員

◇「各部保護者会」

（目的）部活動の運営上の決まり等を定めるとともに、指導についての共通理解を深める。

（構成）各部活動に参加する生徒の保護者と部活動顧問、部活動指導員

（会費）部活動費を徴収する場合は、収支決算を明らかにし、会員に報告する。

◇「部活動主将会」

（目的）リーダーの育成、主将同士が活動状況やそれぞれの課題について話し合う場とする。

【部活動の指導者について】

◇ 部活動顧問の任命（複数顧問制を原則とする）

学校長は、部活動顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的な実施という視点に立ち、適切な校務分掌となるよう留意する。さらに、各部活動の活動内容を把握し、当該活動が生徒にとって適切であり、教師の過度な負担となることがないように、必要に応じて指導・是正を図る。

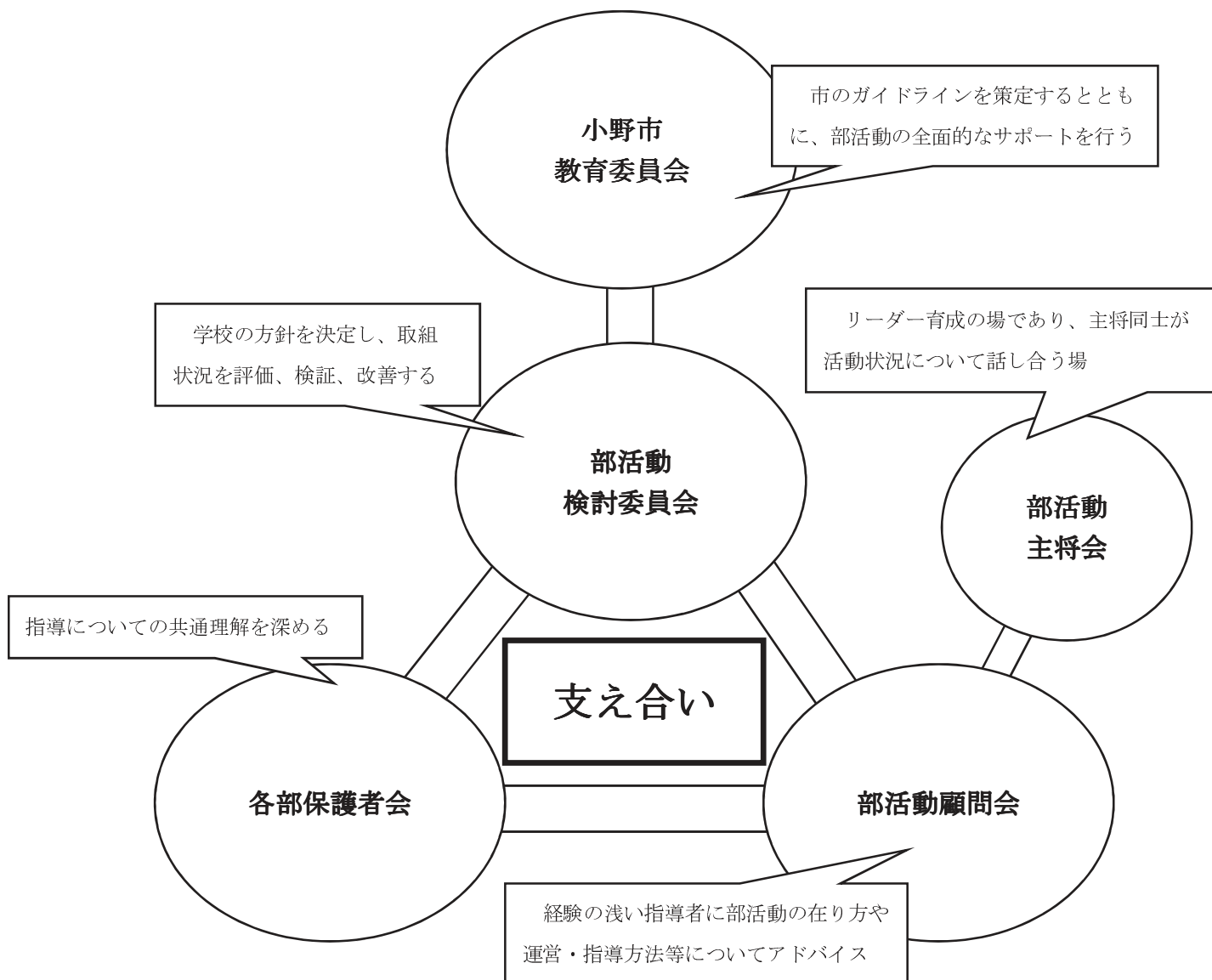
◇ 部活動指導員の任用・配置(小野市中学校部活動指導員派遣事業実施要綱に基づき派遣)

教育委員会は、生徒や教師の数、外部指導者の配置状況を踏まえ、校務分掌の状況といった学校の実態等に応じて、指導内容の充実、生徒の安全・安心の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員を任用し、学校に派遣する。

また、部活動指導員の任用にあたっては、別に定める条件※を満たす者とし、教育委員会が実施する研修を修了後、部活動指導員は、校長の許可のもと、部活動顧問として、単独での指導や学校外での活動の引率をすることができる。

※小野市中学校部活動指導員派遣事業実施要綱

【 開 か れ た 運 動 部 活 動 】



2 適切な休養日等の設定

(1) 活動日等の設定基準

部活動における休養日及び活動時間については、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下の4点を基準とする。

なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設ける。

① 学期中は、週あたり2日以上の休養日を設ける。

(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。)

※ 週末に大会参加等で2日間とも活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、週あたり2日の休養日を確保する。その際、事前に学校長の承認を得ること。

② 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。また、大会等で実質活動時間が3時間を超える場合は、事前に学校長の承認を得ること。

③ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

(市内統一の休養日)

夏休み：8月11日～15日(5日間)・冬休み：12月29日～1月3日(6日間)

④ 早朝練習を実施する場合は、生徒・保護者・教職員の過度な負担とならぬよう配慮し、開始時刻は全校統一とし、実質活動時間は30分程度とする。

(2) 学校等で参加する大会・コンクール等の見直し

学校長は、各部が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会等を精選する。

○オーバートレーニング症候群

トレーニング等によるストレスが過度に蓄積すると長期間にわたりパフォーマンスが低下し、その回復に数週間要する。

トレーニング負荷と回復のバランスが以下のような状況で起こりやすい。

- ① 試合やトレーニングの過密スケジュール
- ② 休養・睡眠不足 ③ 栄養不足と不規則な摂取
- ④ 精神的な過剰ストレス

○超回復

トレーニングにより筋肉に強い負荷を与え続けると一時的に筋力が低下する。しかし、十分な休養と栄養により、負荷を与える前より向上する。

1週間のスケジュール例

月	ノ一部活デー(完全休養日)
火	練習日
水	練習日
木	練習日
金	練習日
土	ノ一部活デーor試合or練習
日	ノ一部活デーor試合or練習

3 部活動の指導の在り方について

(1) 指導における5原則

① 生徒が主人公の部活動とする

部活動は、生涯にわたってスポーツや文化活動等に親しむことの楽しさを体感させるとともに様々な交流を通して人間形成を図るための活動である。過度な練習による傷害（スポーツ障害）や燃え尽き症候群（バーンアウト）を生じさせないようにする。生徒の人間的な成長を支援するという立場で、短期的な成果のみを求めるのではなく、長期的な視野に立った指導を行うことで、生徒が主人公の部活動にする。

② 体罰や暴言の禁止を徹底する

体罰や暴言は、部活動顧問の熱意の表れではなく、生徒の人権を侵害する違法な行為である。体罰や暴言は、指導者としての資質に欠けるばかりか、自らの指導力不足を示すものである。体罰や暴言は、学校教育に対する信頼が失われることと認識し、これらの行為を全て禁止とする。

③ 発達段階や健康状態を考慮した適切な活動量で行う

心身の発育、健全な成長を促すための部活動は、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。

④ 安全管理を徹底する

学校は、活動中における事故防止に向けた指導体制を整え、生徒の安全確保に万全を期する。また、生徒の発達段階や健康の状態、気温などの環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息時間等を設定する。さらに、用具や施設の点検や管理等を行うものとする。

⑤ 部活動顧問も生徒も達成感をもって取り組める活動とする

部活動は、生徒が自ら目標を見つけ、その実現に向けて、見出した課題を克服するために自ら方法を工夫したり、体力・技術等の向上のために挑戦したり、問題を解決するために協力したり、学年を越えた連帯感を高めたりするなど、人間形成に大きく寄与するものである。目標の実現に向けて取り組むことによって得られる充実感や達成感、生徒自身にゆるぎない自信を生み、生涯をたくましく生き抜く礎を築くものとなる。また、部活動顧問の達成感、生徒の人間的成長を実感することとして、部活動の指導にあたるものとする。

4 事故等への対応について

- (1) 部活動の実施にあたっては、生徒の生命・身体・健康を守ることを優先する。
- (2) 指導者はもとより生徒自身も安全意識を高め、日頃から事故を未然に防ぐことができるよう健康や環境に十分に留意して活動に取り組む。
- (3) 事故や傷病が発生した場合は、当該生徒の救護や応急処置を迅速に行うことができるよう教職員等の救急体制を整えておく。(大会、練習試合、校外活動等。)
- (4) 生徒の健康状態、練習内容や練習場所、用具の使い方、気象状況などに留意する。
- (5) 消防署・医療機関等との連携を図る。
- (6) 保険について
 - ・ 日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度以外に、小野市中学校体育連盟が、保護者による送迎中の事故に対応できる保険に加入する。
 - ・ 外部指導者については、教育委員会が任用形態に応じた保険に加入する。

5 保護者、関係者等との連携について

- (1) 教育委員会は、本市の部活動の在り方について、本ガイドラインを示し、学校、保護者、地域、関係者と共有し、広く市民に発信する。
- (2) 各中学校は、保護者や部活動指導員、地域等の理解や協力を十分に得て、適切に部活動を運営する。
教育委員会：「小野市立中学校部活動ガイドライン」の公表
各中学校：「学校の部活動に係る活動方針」の保護者等への説明
- (3) 小野市中学校体育連盟との連携
 - ・ 教育委員会は、中学校体育連盟等と協議し、本ガイドラインの推進に努める。
 - ・ 教育委員会は、部活動の適正化に向けて、中学校体育連盟等と連携し、運営に係わる規定の見直し等の改善を図る。
- (4) 地域との連携等
 - ・ 各種目協会と連携し、外部指導者の協力や中学校部活動として参加する大会の精選について協議する。
 - ・ 部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて、スポーツクラブ 21 やスポーツ少年団等地域のスポーツ団体との連携や保護者の協力等による学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を検討する。

6 部活動の設置・改廃・合同部活動方式・連携校方式について

部活動の設置及び改廃については、各学校の部活動検討委員会にて、ガイドラインを踏まえて検討し、生徒及び保護者・地域の理解を得る。教育委員会はこの過程において必要に応じて支援する。

【設置・改廃について】

(1) 設置の目安

◇設置に必要な教員の配置

- ・ 一つの部活動に対し、複数の顧問（校長、教頭を除く教員）を配置すること。
ただし、常時活動が校外活動（校外のクラブチーム等）を主とした生徒がいる場合は、中体連主催の大会に参加の際、引率できる教員を確保すること。

◇設置する場合の要件

- ・ 部活動の設置は、「(2) 部活動の改廃の目安」の要件に該当しないこと。
- ・ 部員数が正式入部の時点で、競技として成立する人数が確保されていること。
(文化部の場合、大会に出場する部活動については同様とする)
- ・ 活動場所が確保され運営に必要な施設や用具の準備が整っていること。
- ・ 部活動部員の保護者で保護者会を組織し、部活動の支援体制があること。
- ・ 部活動顧問や必要に応じて外部指導者が確保されていること。

(2) 部活動の改廃（統合・休部・廃部・他校との合同チーム）の目安

現在設置されている部活動で以下のいずれかの状況が生じた場合、改廃対象とし、校内部活動検討委員会で協議し、決定する。

- ・ 7年生、8年生を合わせて、公式戦に出場するための人数を満たさず、翌年の新7年生の入部においても、3学年の合計人数が公式戦に出場するために必要な人数を満たさない場合
- ・ 部活動保護者会の過半数を超える保護者から改廃検討を依頼された場合

※ 少子化に伴い、単一の学校では特定の競技種目の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、①「合同部活動方式」や②「連携校方式」を検討する。

①【合同部活動方式】

部員不足のため、十分な活動ができない場合、複数の学校の部員が合同で練習をしたり、大会に参加する。(大会への参加は可能)

②【連携校方式】

自校に希望の部活動がない場合、希望する部活動を行っている学校に行き部活動を行う。(大会への参加はできない)

(3) 手順

- ・ 校内部活動検討委員会による設置・改廃の検討・決定
- ・ 教育委員会への校内部活動の設置・改廃の届け出